

議案第46号

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和2年9月14日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年守口市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>支給認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u>をいう。</p> <p>(4) <u>支給認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。</p> <p>(5) <u>支給認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>をいう。</p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。</p> <p>(4) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。</p> <p>(5) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(6) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> <u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(7) <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> <u>令第4条第1項第</u></p>

(6) 略

(7) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。

(8) 支給認定の変更の認定の申請 法第23条第1項に規定する支給認定の変更の認定を申請することをいう。

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の一部を、支給認定保護者に

2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(8) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(9) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(10) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

(11) 略

(12) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。

(13) 教育・保育給付認定の変更の認定の申請 法第23条第1項に規定する教育・保育給付認定の変更の認定を申請することをいう。

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の一部を、教育・保育給付認定保護者に代

代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略
- (25) 略
- (26) 略
- (27) 略
- (28) 略
- (29) 略
- (30) 略
- (31) 略

わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略
- (25) 略
- (26) 略
- (27) 略
- (28) 略
- (29) 略
- (30) 略
- (31) 略
- (32) 略
- (33) 略
- (34) 略
- (35) 略
- (36) 略

(32) 略

(33) 略

(34) 略

(35) 略

(36) 略

(37) 略

(利用定員)

**第3条** 略

(重要事項等の説明及び同意)

**第4条** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の利用の申込みの承諾に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第18条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2から5まで 略

(利用の申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止

(37) 略

(38) 略

(39) 略

(40) 略

(41) 略

(42) 略

**第3条** 略

(重要事項等の説明及び同意)

**第4条** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の利用の申込みの承諾に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第18条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第11条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2から5まで 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

等)

**第5条** 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合に

**第5条** 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超

においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要な事由等を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるような選考の方法を定めて、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、前2項に規定する方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考しなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育又は保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

## 第6条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要な事由等を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるような選考の方法を定めて、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、前2項に規定する方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考しなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育又は保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

## 第6条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(支給認定の申請に係る援助)

**第7条** 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助に努めなければならない。

(支給認定子どもの心身の状況等の把握)

**第8条** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

**第9条** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際し、その提供を受けていた支給認定子どもについて、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この条及び

らない。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

**第7条** 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助に努めなければならない。

(教育・保育給付認定子どもの心身の状況等の把握)

**第8条** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

**第9条** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際し、その提供を受けていた教育・保育給付認定子どもについて、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以

第25条第3項において同じ。)における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育若しくは保育との円滑な接続に資するよう、当該支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、他の特定教育・保育施設等その他の機関等との密接な連携に努めなければならない。

## 第10条 略

(利用者負担額等の受領)

**第11条** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育を提供したときは、支給認定保護者から当該特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号の規定により市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号の規定により市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領をしないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準に

下この条及び第25条第3項において同じ。)における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育若しくは保育との円滑な接続に資するよう、当該教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、他の特定教育・保育施設等その他の機関等との密接な連携に努めなければならない。

## 第10条 略

(利用者負担額等の受領)

**第11条** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領をしないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものと

より算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、現に当該特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、現に当該特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、現に当該特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 3 特定教育・保育施設は、前2項に規定する費用の支払のほか、特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育の提供に当たって、当該特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育のうちその質の向上を図る上で特に必要であると認められるものの対価について、当該特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を、支給認定保護者から受けることができる。

する。

- 3 特定教育・保育施設は、前2項に規定する費用の支払のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育のうちその質の向上を図る上で特に必要であると認められるものの対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を、教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項に規定する費用の支払のほか、特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育につき提供する便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を、支給認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限り、同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除く。）

4 特定教育・保育施設は、前3項に規定する費用の支払のほか、特定教育・保育につき提供する便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を、教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用  
ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども  
77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は

(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育につき提供する便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育につき提供する便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から、前各項に規定する費用の支払を受けたときは、当該支給認定保護者に対し、当該支払に係る領収証書を交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項に規定する費用の支払を求めるときは、あらかじめ、その用途及び額並びに支給認定保護者に費用の支払を求める理由について書面により明らかにし、及び支給認定保護者に対して説明を行うとともに、第3項に規定する費用の支払については書面による同意を得なければならない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

**第12条** 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領をしない特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証

5 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から、前各項に規定する費用の支払を受けたときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、当該支払に係る領収証書を交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項に規定する費用の支払を求めるときは、あらかじめ、その用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に費用の支払を求める理由について書面により明らかにし、及び教育・保育給付認定保護者に対して説明を行うとともに、第3項に規定する費用の支払については書面による同意を得なければならない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

**第12条** 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領をしない特定教育・保育に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を、教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

明書を、支給認定保護者に対し交付しなければならない。

第13条 略

(特定教育・保育に関する評価等)

第14条 略

2 特定教育・保育施設は、その提供する特定教育・保育の質に関し、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定子どもの支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第15条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその支給認定保護者に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

第13条 略

(特定教育・保育に関する評価等)

第14条 略

2 特定教育・保育施設は、その提供する特定教育・保育の質に関し、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第15条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

**第16条** 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っている際に支給認定子どもに体調の急変が生じたときその他必要なときは、直ちに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市長への通知)

**第17条** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの支給認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。

(特定教育・保育施設の運営規程)

**第18条** 略

(1)から(4)まで 略

(5) 支給認定保護者が支払うべき利用者負担その他の費用の種類、額及び支払を求める理由

(6)から(11)まで 略

(緊急時等の対応)

**第16条** 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っている際に教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じたときその他必要なときは、直ちに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市長への通知)

**第17条** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。

(特定教育・保育施設の運営規程)

**第18条** 略

(1)から(4)まで 略

(5) 第11条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、額及び支払を求める理由

(6)から(11)まで 略

(勤務体制の確保等)

**第 19 条** 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

第 20 条及び第 21 条 略

(差別的取扱いの禁止)

**第 22 条** 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用の負担の有無によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

**第 23 条** 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(勤務体制の確保等)

**第 19 条** 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

第 20 条及び第 21 条 略

(差別的取扱いの禁止)

**第 22 条** 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用の負担の有無によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

**第 23 条** 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 支給認定子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 支給認定子どもにわいせつな行為をすること又は支給認定子どもをしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 支給認定子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の支給認定子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 支給認定子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の支給認定子どもによる前3号に掲げる行為の放置その他特定教育・保育施設の職員としての業務を著しく怠ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為を行うこと。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

**第24条** 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

- (1) 教育・保育給付認定子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 教育・保育給付認定子どもにわいせつな行為をすること又は教育・保育給付認定子どもをしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 教育・保育給付認定子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の教育・保育給付認定子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 教育・保育給付認定子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の教育・保育給付認定子どもによる前3号に掲げる行為の放置その他特定教育・保育施設の職員としての業務を著しく怠ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為を行うこと。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

**第24条** 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を

(秘密保持等)

**第25条** 特定教育・保育施設の管理者及び職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 略

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等その他の機関等に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書によりその支給認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

**第26条** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもの支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

濫用してはならない。

(秘密保持等)

**第25条** 特定教育・保育施設の管理者及び職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 略

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等その他の機関等に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

**第26条** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

第27条 略

(苦情への対応)

**第28条** 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 略

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又はその家族からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第29条 略

(事故の発生の防止等)

**第30条** 略

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関し事故が発生したときは、直ちに当該支給認定子どもの家族、市等に報告を行うとともに、当該支給認定子どもの生命又は身体の安全の確保のために必要

第27条 略

(苦情への対応)

**第28条** 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 略

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又はその家族からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第29条 略

(事故の発生の防止等)

**第30条** 略

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関し事故が発生したときは、直ちに当該教育・保育給付認定子どもの家族、市等に報告を行うとともに、当該教育・保育給付認定子どもの生命又

な措置を講じなければならない。

3 略

第31条 略

(記録の整備)

第32条 略

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第10条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 第17条に規定する市長への通知に係る記録

(4)及び(5) 略

(特別利用保育の基準)

**第33条** 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基

は身体の安全の確保のために必要な措置を講じなければならない。

3 略

第31条 略

(記録の整備)

第32条 略

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第10条の規定による特定教育・保育の提供の記録

(3) 第17条の規定による市長への通知に係る記録

(4)及び(5) 略

(特別利用保育の基準)

**第33条** 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に

準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合における、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数の総数は、第3条第2項第3号に定める区分の利用定員を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育に特別利用保育を含むものとして、この章（第5条第3項及び第6条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第5条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同号又は同項第2号」とする。

規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合における、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数は、第3条第2項第3号に定める区分の利用定員を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育に特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第5条第3項及び第6条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第5条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同号又は同項第2号」と、第11条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

**第34条** 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合における、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数の総数は、第3条第2項第2号に定める区分の利用定員を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第5条第3項及び第6条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第5条第2項中「法第19条第1項第1号」とあるのは「法第19条第1項第2号」と、第11条第4項第3号中「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限り、同項第3号」とあるのは「法第19条第1項第3号」とする。

(特別利用教育の基準)

**第34条** 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合における、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数は、第3条第2項第2号に定める区分の利用定員を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第5条第3項及び第6条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第5条第2項中「法第19条第1項第1号」とあるのは「法第19条第1項第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号又は第2号」と、「特定教育・保育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育施設の同項第1号」と、第11条第2項中「法第

(利用定員)

**第35条** 特定地域型保育事業である家庭的保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）を5人以下とし、小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型にあつてはその利用定員を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型にあつてはその利用定員を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員を1人とする。

2 略

(重要事項等の説明及び同意)

**第36条** 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の利用の申込みの承諾に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第40条第1項に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申

27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

**第35条** 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）は、家庭的保育事業にあつては5人以下とし、小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 略

(重要事項等の説明及び同意)

**第36条** 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の利用の申込みの承諾に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第40条第1項に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第41条の規定により支払を

込者の保育の選択に資すると認められる重要事項及び第44条に規定する運営規程の概要を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

(利用の申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

**第37条** 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要な事由等を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるような選考の方法を定めて、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の方法をあらかじめ

受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項及び第44条に規定する運営規程の概要を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

**第37条** 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要な事由等を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるような選考の方法を定めて、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の方法をあらかじめ

め支給認定保護者に明示した上で、選考しなければならない。

- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な保育を提供することが困難である場合は、第40条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

### 第38条 略

- 2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(支給認定子どもの心身の状況等の把握)

- 第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

め教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考しなければならない。

- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な保育を提供することが困難である場合は、第40条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

### 第38条 略

- 2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(満3歳未満保育認定子どもの心身の状況等の把握)

- 第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第40条 略

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談又は助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 略
- (3) 特定地域型保育事業者による、支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第35条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。)に対する特定地域型保育の提供を終了する場合において、その支給認定保護者の希望に基づき、当該連携施設において教育及び保育を提供すること。

2及び3 略

- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。

(特定教育・保育施設等との連携)

第40条 略

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談又は助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 略
- (3) 特定地域型保育事業者による、満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第35条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。)に対する特定地域型保育の提供を終了する場合において、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、当該連携施設において教育及び保育を提供すること。

2及び3 略

- 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことができる。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

6から8まで 略

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育及び保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等その他の機関等との密接な連携に努めなければならない。

地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

6から8まで 略

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育及び保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等その他の機関等との密接な連携に努めなければなら

(利用者負担額等の受領)

**第 4 1 条** 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育 (特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第48条において準用する第12条において同じ。) を提供したときは、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額 (法第29条第3項第2号に掲げる額 (当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号の規定により市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号の規定により市が定める額とする。) ) をいう。) の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領をしないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額 (法第29条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、現に当該特定地域型保育に要した費用の額) をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるとき

ない。

(利用者負担額等の受領)

**第 4 1 条** 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額 (法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。) の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領をしないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額 (法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。) の支払を受けるものとする。

は、現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項に規定する費用の支払のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育のうちその質の向上を図る上で特に必要であると認められるものの対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項に規定する費用の支払のほか、特定地域型保育につき提供する便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)から(3)まで 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育につき提供する便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認

3 特定地域型保育事業者は、前2項に規定する費用の支払のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育のうちその質の向上を図る上で特に必要であると認められるものの対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項に規定する費用の支払のほか、特定地域型保育につき提供する便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)から(3)まで 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育につき提供する便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させること

められるもの

- 5 特定地域型保育事業者は、前各項に規定する費用の支払を受けたときは、当該支給認定保護者に対し、当該支払に係る領収証書を交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項に規定する費用の支払を求めるときは、あらかじめ、その用途及び額並びに支給認定保護者に費用の支払を求める理由について書面により明らかにし、及び支給認定保護者に対して説明を行うとともに、第3項に規定する費用の支払については書面による同意を得なければならない。

第42条及び第43条 略

(特定地域型保育事業の運営規程)

第44条 略

(1)から(4)まで 略

(5) 支給認定保護者が支払うべき利用者負担その他の費用の種類、額及び支払を求める理由

(6)から(11)まで 略

(勤務体制の確保等)

が適当と認められるもの

- 5 特定地域型保育事業者は、前各項に規定する費用の支払を受けたときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、当該支払に係る領収証書を交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項に規定する費用の支払を求めるときは、あらかじめ、その用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に費用の支払を求める理由について書面により明らかにし、及び教育・保育給付認定保護者に対して説明を行うとともに、第3項に規定する費用の支払については書面による同意を得なければならない。

第42条及び第43条 略

(特定地域型保育事業の運営規程)

第44条 略

(1)から(4)まで 略

(5) 第41条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、額及び支払を求める理由

(6)から(11)まで 略

(勤務体制の確保等)

**第45条** 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、その特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、その特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

**第46条** 略

(記録の整備)

**第47条** 略

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第10条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 次条において準用する第17条に規定する市長への通

**第45条** 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、その特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、その特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

**第46条** 略

(記録の整備)

**第47条** 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第10条の規定による特定地域型保育の提供の記録

(3) 次条において準用する第17条の規定による市長への

知に係る記録  
(4)及び(5) 略

(準用)

**第48条** 第7条、第9条、第10条、第12条、第15条から第17条まで、第21条から第23条まで及び第25条から第31条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」と、「特定保育・教育」とあるのは「特定地域型保育」と、第12条第1項中「施設型給付費及び特例施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費」と、第21条中「第18条に規定する規程」とあるのは「第44条に規定する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

**第49条** 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければ

通知に係る記録  
(4)及び(5) 略

(準用)

**第48条** 第7条、第9条、第10条、第12条、第15条から第17条まで及び第21条から第31条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第9条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第10条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第12条の見出し及び同条第1項中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第17条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

**第49条** 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守

ならない。

2 特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合における、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の数の総数は、第35条第2項の利用定員を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第37条第2項及び第38条第2項を除く。）の規定を適用する。

しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合における、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数は、第35条第2項の利用定員を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第38条第2項を除き、前条において準用する第7条、第9条、第10条、第12条、第15条から第17条まで及び第21条から第31条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第37条第2項中「法第19条第1項第3号」とあるのは「法第19条第1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第50

条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合  
にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19  
条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる」とあるのは「法第19条第1項第3号に掲げる」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要な事由等を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるような選考の方法」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法」と、第41条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第11条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

**第50条** 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合における、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の数の総数は、第35条第2項の利用定員を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

**第50条** 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合における、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数は、第35条第2項の利用定員を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第41条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前

子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第11条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

#### 附 則

##### 1 略

(特定保育所に関する特例)

2 特定保育所が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第5条及び第6条の規定は適用しないものとし、第11条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所から特定教育・保育（保育に限る。第17条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保

#### 附 則

##### 1 略

(特定保育所に関する特例)

2 特定保育所が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第5条及び第6条の規定は適用しないものとし、第11条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額（当該特定教育・保育施設）とあるのは「(当該特定教育・保育施設）」と、「額とする。）」とあるのは「額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第3条第1項の規定による読替え後の法第28条第2項第1号」と、同条第3

項中「支払を」とあるのは「支払を、市の同意を得て」と、第17条中「施設型給付費の支給」とあるのは「法附則第6条第1項に規定する委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供」とする。

### 3 略

(施設型給付費及び特例施設型給付費に関する経過措置)

4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第11条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イの規定により市が定める額」と、「法第28条第2項第2号」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、現に当該特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、現に当該特定教育・保育、特別利用保育及び特別利

育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。)」と、同条第3項中「支払を」とあるのは「支払を、市の同意を得て」と、第17条中「施設型給付費の支給」とあるのは「法附則第6条第1項に規定する委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供」とする。

### 3 略

用教育に要した費用の額) 及び同号ロの規定により市が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、現に当該特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 (その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、現に当該特別利用保育に要した費用の額) 及び同号ロ(2)の規定により市が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

(地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費に関する経過措置)

- 5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第41条第1項中「法第30条第2項第2号」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準

により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)の規定により市が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。

6 略

7 略

4 略

5 略

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部改正)

2 守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例（平成27年守口市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
(趣旨)	(趣旨)
<p><b>第1条</b> この条例は、<u>守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年守口市条例第16号）第11条第1項及び第41条第1項に規定する利用者負担額を定めるものとする。</u></p>	<p><b>第1条</b> この条例は、<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65条。以下「法」という。）に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担額を定めるものとする。</u></p>
(利用者負担額)	(利用者負担額)

**第2条** 利用者負担額は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項第2号及び第3号、第29条第3項第2号並びに第30条第2項第2号及び第3号の政令で定める金額とする。

以下 略

**第2条** 利用者負担額は、法第27条第3項第2号、第28条第2項第2号及び第3号、第29条第3項第2号並びに第30条第2項第2号及び第3号の政令で定める金額とする。

以下 略